

第282回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和3年9月3日(金)

於：県北振興局 新館 3階 3-A会議室  
(Web会議 壱岐振興局 郷ノ浦庁舎)

## 第282回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和3年9月3日(金) 14時00分～15時30分
2. 通知年月日 令和3年8月27日
3. 公示年月日 令和3年8月27日
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 新館3階 3-A 会議室 佐世保市木場田町3-25
6. 出席委員 安永光幸、大久保照享、高平真二、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 浦田和男、志水正司、豊増見喜雄
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、村瀬次長、細見課長補佐、塩田書記  
上利係長(壱岐駐在)  
漁業振興課 光永係長、伊藤主任技師、円口技師
9. 議案
  - ・第1号議案 区画漁業の免許について(諮問)
  - ・第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
  - ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
  - ・第4号議案 小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて(諮問)
  - ・第5号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
  - ・その他

## 10. 議 事

開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

只今より、第282回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、壱岐の委員の方には Web で参加いただく形で、開催させていただいております。

議事に先立ちまして、本日の出席者数についてご報告いたします。

本日は、浦田委員、志水委員、豊増委員が欠席ですが、Web 参加の安永委員、大久保委員、中山委員、中原委員を含めて12名の委員が出席されていますので、当委員会は成立いたします。

また、本日、議案説明のため漁業振興課の光永係長、伊藤主任技師、円口技師が Web で参加いたします。

それでは、はじめに、山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「吉浦委員」と「萬屋委員」にお願いします。

会長

本日の議題はお手元の資料のとおり、

- ・第1号議案 区画漁業の免許について(諮問)
- ・第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)

- ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
- ・第4号議案 小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて(諮問)
- ・第5号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
- ・その他 となっております。

それでは、第1号議案「区画漁業の免許について(諮問)」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、事務局から資料説明)

○免許申請のあった北区計第1142号、1143号、3120号、3121号、3122号、  
3123号、1505号、3502号の申請者の適格性にかかる説明

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。

なお、本日は、Web 会議となっておりますので、発言される際には、最初にお名前をお知らせください。ご質問等ありませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、第1号議案「区画漁業の免許について(諮問)」を採決いたします。

なお、採決の方法については、今回8件の免許申請分について、一括して採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等ないようですので、一括して採決いたします。

それでは、北区計第1142号、1143号、3120号、3121号、3122号、3123号、1505号、3502号について、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、北区計第1142号、1143号、3120号、3121号、3122号、3123号、1505号、3502号については、申請者の適格性を認め、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、事務局から資料説明)

○県北振興局専決許可「手繰第3種なまこけた網漁業(薄香地区)」の新規許可にかかると制限措置の公示内容にかかると説明

主な内容は、下記のとおり

- ・漁業時期：1月1日から3月31日まで
- ・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数：2
- ・継続許可及び承継許可の対象の有無：対象とする
- ・許可の有効期間：令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。

なお、発言される際には最初にお名前をお知らせください。ご質問等ありませんか。

田添委員

田添です。

なまこけた網漁業の操業は一般的に12月から始めることが多いと思いますが、漁業時期は1月1日からでよろしいのでしょうか。

会長

地元調整の上、そのように決定しています。

田添委員

分かりました。

会長

他にご質問等ありませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご質問等もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」は、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」は、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。



4. 1そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業(長崎県北部海区及び北緯  
33度00分12秒以北の西海市沿海)

・漁業時期：1月1日から12月31日まで

・船舶の総トン数及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数  
：5トン以上15トン未満 2

・継続許可及び承継許可の対象の有無：対象とする

・許可の有効期間：令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

(小型まき網漁業)

5. 1そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業(長崎県北部海区)

・漁業時期：1月1日から12月31日まで

・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数：10

・継続許可及び承継許可の対象の有無：対象とする

・許可の有効期間：令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

6. 1そうまきいわし、あじ、さば、まき網漁業(長崎県北部海区、大村湾及び  
北緯33度00分12秒以北の西海市沿海)

・漁業時期：1月1日から12月31日まで

・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数：3

・継続許可及び承継許可の対象の有無：対象とする

・許可の有効期間：令和3年11月1日から令和8年10月31日まで

・県北振興局専決許可「いわしさし網漁業(針尾地区)」の新規許可にかかる制  
限措置の公示内容および許可の有効期間にかかる説明(事務局から資料説明)

主な内容は、下記のとおり

・漁業時期：8月1日から1月31日まで

・許可又は起業認可をすべき船舶等の数：2

・継続許可及び承継許可の対象の有無：対象とする

・許可の有効期間：許可日から令和5年1月31日まで



会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。

なお、発言される際には、最初にお名前をお知らせください。ご質問等ありますか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」について、採決いたします。

なお、採決の方法については、本庁許可分と県北専決許可分を分けて、採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等ないようですので、本庁許可分と県北専決許可分を分けて、採決いたします。

それでは、本庁許可分について、諮問原案どおり公示の内容を定めるとともに、有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、本庁許可分については、諮問原案どおり公示の内容を定めるとともに、有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、県北専決許可分について、諮問原案どおり公示の内容を定めるとともに、有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、県北専決許可分については、諮問原案どおり公示の内容を定めるとともに、有効期間を短縮して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案「小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、漁業振興課から資料説明)

漁業振興課

○小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きにかかる説明  
手続きにかかる運用案は、下記のとおり

- ・許可要望のあった漁業者の所属する海区以外、県から漁調委への制限措置等の諮問の省略
- ・許可要望のあった漁業者の所属する海区単位で、漁業を営む者の資格(住所要件)を区分した制限措置の公示

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。

なお、発言される際には、最初にお名前をお知らせください。ご質問等ありますか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等もないようですので、第4号議案「小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて(諮問)」は、諮問原案どおり諮問の手続きを定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議等もないようですので、第4号議案「小型いかつり漁業(県内)の新規許認可にかかる制限措置等の公示の内容を定める諮問の手続きについて(諮問)」は、諮問原案どおり諮問の手続きを定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第5号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、事務局から資料説明)

- 長崎県資源管理方針 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針の変更にかかる説明
- ・別紙2-1 ひらめ日本海西部・東シナ海系群の追加
  - ・別紙2-2 がざみ長崎県海域の追加
  - ・別紙2-3 くるまえば長崎県海域(有明海)の追加

会長

只今、説明がありましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。なお、発言される際には、最初にお名前をお知らせください。ご質問等ありませんか。

各委員

ありません。

会長                   ご質問等もないようですので、第5号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員               異議なし。

会長                   ご異議等もないようですので、第5号議案「長崎県資源管理方針の変更について（諮問）」は、諮問原案どおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長                   続きます、その他の件ですが、何かご意見等があれば、お願いします。

各委員               ありません。

会長                   事務局から何かありませんか。

事務局               ありません。

会長                   他にご意見等もないようですので、これをもちまして、第282回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会   15:30

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印